

学校のきまりの制定や見直しについての流れ

	子どもの動き	教職員
8・9月	○児童会本部で学校のきまりについて見直したい内容について意見を出し合う。	●見直し計画の作成 ●児童の意見について教職員でも検討
10月	○児童会本部で「学校のきまり」についての見直し案の決定	●見直し案の実施について検討
11月	○見直し内容周知のための準備	●見直し案の策定
1月	○全校へ周知 ○見直し内容の試行	●試行の検証 ●入学説明会等で学校のきまりを周知
2月	○見直し内容の試行 ○児童会本部で試行の検証	●試行の検証 ●学校運営協議会、PTAの意見聴取
3月	○新しい学校のきまりの確認	●新しい学校のきまりの策定
4月	○各クラスで学校のきまりについて共通理解	●学校ホームページ等に公表